

入札監理小委員会
第450回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第450回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年4月18日(火)16:52~18:17

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価(案)の審議

- 国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務(金融庁)
- 国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務(金融庁)
- 農林水産研修所つくば館等の管理・運營業務(農林水産省)

<出席者>

(委員)

古笛主査、稲生副主査、小松専門委員、清水専門委員、石田専門委員、石村専門委員

(金融庁)

総務企画局企業開示課 徳重企業会計調整官

総務企画局企業開示課 亀岡課長補佐

総務企画局企業開示課 小作企業会計係長

(事務局)

栗原参事官 池田参事官 清水谷企画官

○古笛主査 予定の時間よりも早いのですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。それでは、ただいまから第450回入札監理小委員会を開催いたします。

本日1件目は、国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務及び国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務の事業評価（案）についての審議を行います。

最初に、実施状況について、金融庁総務企画局企業開示課徳重企業会計調整官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は20分程度でお願いいたします。

○徳重企業会計調整官 本日はご説明のお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。ご紹介いただきました金融庁総務企画局企業開示課徳重と申します。よろしくお願いたします。

では、国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務と国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務の2つの事務に関する実施状況についてご説明させていただきます。お手元の資料では、資料1と資料2に沿ってご説明させていただきます。

まず、我々としては、この調査分析等の事務と意見発信の事務の2つの事務につきまして、平成25年9月から市場化テストを実施しておりますけれども、平成29年3月末までの3年7カ月の実施状況としては、いずれも事業の質の維持・向上や経費削減の観点で良好な結果が出たものと考えております。その上で、市場化テストを終了できるのかどうかという点も含めましてご評価を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、資料1と資料2についてご説明させていただきます。あわせてごらんいただければと思います。

まず、資料1の調査分析等に係る事務のほうでございますけれども、業務内容につきましては、ここに書いてありますけれども、国際会計基準審議会（IASB）における国際会計基準の策定・改訂等について、議論の動向を迅速かつ的確に把握し、我が国としての考え方を効果的に発信していくために、IASBの議論内容及び討議資料等の調査分析等を行うといった業務内容になります。

恐縮ですが、資料2のほうをごらんいただきまして、ここにも、事業概要等の業務内容に書いてありますけれども、この意見発信につきましては、IASBにおける国際会計基準の策定・改訂等について、会計に関する国際会議へ参加し、議論の動向を迅速かつ的確

に把握するとともに、国際会計基準に関する専門知識を持つ国内関係者の意見を集約し、我が国としての考え方等を発信するといった業務内容になります。

資料にはございませんけれども、これらの事務を委託する目的や経緯等について簡単にご説明したいと思います。我が国は、従来から、我が国の会計基準が高品質なものとなるよう、適宜国際会計基準に合わせるとともに、我が国の考えるあるべき会計基準について、我が国の会計基準の設定主体である企業会計基準委員会が中心となって、国際会計基準の設定主体であるIASB等に対して意見発信を行ってきました。こうした取り組みを効果的に行っていくためには、IASBにおける国際会計基準の策定・改訂等についての議論の動向を迅速かつ的確に把握し、適切に意見発信していくことが重要なこととなります。ASBJを中心に、平成13年度から企業会計に関して高度に専門的な知識を有する者へこういった業務を委託してまいりました。また、平成19年度までは一つの事務委託契約としておりましたが、平成20年度からは、応募者を増やすために、この調査分析と意見発信の2つに契約を分けております。こうした取り組みによって3者が入札に参加しております。この3者から提出された企画書については、民間競争入札実施要項に基づき、金融庁に設置された評価委員会において審査をした結果、総合評価得点が最高得点であった財務会計基準機構を受託事業者として決定しました。

資料1の事業概要等のほうに戻りますけれども、現在の契約につきましては、契約期間は平成25年9月から平成30年3月までとなっており、今回ご報告する内容については、平成29年3月までの3年7カ月を対象としております。

契約締結金額につきましては、調査分析等が税抜きで3,252万円、資料2のほうの意見発信等が税抜きで1億123万8,000円となっております。

特段、事業実施期間中に業務改善指導業務に係る法令違反等は認められておりません。

資料1のIIの評価の1番、事業の質に関する評価でございます。まず資料1の1ページ、下のほうにあります表1をごらんいただければと思いますけれども、IASB会議への参加回数を平成24年度よりも増加させたほか、1枚おめくりいただきまして、表2にございますけれども、出張報告書の作成業務についても、事務計画よりも効率よく作業を進めるとともに、出張報告書や委託事務実績報告書を作成した後は速やかに当庁に提出しております。

また、民間事業者からの改善提案としまして、事務計画では、報告書を作成するに当たって、会議で議論された内容だけではなく、必要に応じて周辺情報を盛り込むといった工

夫を行うこととしており、実際の報告書には、我が国からIASBに対して意見発信した点がどのように議論され、国際会計基準の策定・改訂の議論に考慮されたのかを明記するなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮により、従前に比べて業務の質の維持・向上が達成されたものと評価しております。

続きまして、資料1の2番の実施経費についての評価でございますけれども、市場化テスト直前の平成24年度と直後の平成25年度を比較しまして25.6%減少しております。26年度以降も毎年度経費削減を行っており、事業の質に関する評価のように、一定の効果があったものと評価しております。

続きまして、資料2のほうをごらんいただきたいのですが、資料2のIIの評価、事業の質に関する評価のところでございますけれども、この下のほうの表1にありますように、事務計画に沿って、世界会計基準設定主体会議（WSS）や会計基準設定主体国際フォーラム会議（IFASS）といった会議に参加しております。27年度におきまして2回と計画未達となっておりますけれども、例年は3回実施するところ、27年度には2回の開催であったということがその理由となっております。

また、この入札参加に際しまして、一般の者が傍聴できる国際会議のみに絞り込んで、このWSS会議とIFASS会議への参加業務を実施要項で定めておりますけれども、これらの会議に加えて、民間事業者からの改善提案によって、IASBへの技術的な助言機関としての役割を果たす会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）やアジア・オセアニア基準設定主体グループ（AOSSG）の会議などに参加して、会議報告として取りまとめ、当庁に提出するなど、実施要項に定めた確保されるべき業務の質に関する要求水準以上を満たしていると評価しております。

続きまして、2ページをめくっていただければと思いますけれども、冒頭の表2に記載のとおり、IASB公開草案に対するコメント回数についても、25年度から28年度まで平均で6.75回と、従来よりも増加させるとともに、民間事業者からの改善提案によって、仮にIASBが日本とは異なる方向に向かう可能性がある場合に適時に対応できるよう、調査・分析等の業務において把握したIASBの議論の内容、IASB理事の立場、見解及びその背景の理解を意見発信業務に活用するなど、この両業務の相乗効果を図っており、業務の質の維持・向上が達成されたものと評価しております。

続きまして、実施経費についての評価でございますけれども、市場化テスト直前の24年度と直後の25年度を比較して14.8%減少しております。26年度以降も、毎年度経

費削減を行っており、事業の質に関する評価のように、一定の効果があつたものと評価できます。

最後に、共通部分ですけれども、評価のまとめと今後の方針のところです。調査分析と意見発信のいずれの業務も、確保されるべき業務の質については、契約期間において毎年度経費削減を行いながら、実施要項で定めている要求水準を満たしており、民間事業のノウハウと創意工夫を発揮しながら良好に業務が実施されていると評価しております。

今後の方針ですけれども、調査分析と意見発信のいずれの事業におきましても、実施要項に沿って良好な実施結果を得られており、市場化テスト終了プロセスへの移行基準を満たしていると考えられることから、市場化テスト終了プロセスへ移行し、平成30年度以降の事業については、当庁みずから公共サービスの質の維持・向上及びコストの削減を図っていくこととしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は10分程度でお願いします。

○事務局 それでは、この2つの事業、国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務と、同じく国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務、2つの評価についてご説明申し上げます。

まず資料Aをごらんいただければと思います。これが調査分析のほうです。基本的に、先ほど金融庁からご説明がありましたので、重なっている部分はできるだけ省略させていただきますけれども、入札の状況につきましては、今回3者の応札がございました。そのうち予定価格の範囲内であった1者の総合評価により、公益財団法人財務会計基準機構が落札いたしました。

次に2ページを見ていただきますと、IIの評価でございますけれども、金融庁から提出されました平成25年9月から平成29年3月までの実施状況報告などに基づきまして、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行うものであります。

確保されるべき質の確保につきましては、計画に沿ってIASB会議への参加、実施要項に定められたとおり出張報告書を速やかに提出、実施要項で定められた委託事務実績報告書を期日までに提出するなど、適切に履行されたとされていますし、それらは速やかに金融庁ホームページに掲載されているなどと伺っております。

民間事業者からの改善提案といたしましては、特に我が国から I A S B に対して意見発信した点がどのように議論され、国際会計基準の策定・改訂の議論に考慮されたのかを明記することなどを提案し、実現したことがあったとのことをごさいますて、サービスの向上が図られたと言えます。

次に 2 ページ下の実施経費でございますけれども、市場化テスト直前の経費と今期の初年度の実施経費を比較いたしますと 25.6%、約 185 万円、市場化テスト 4 年間の平均では率にして 27.1%、約 195 万円の経費の削減が図られたということでございます。

また、3 ページの評価のまとめでございますけれども、競争性等に課題が認められ、平成 24 年 7 月に基本方針に掲載されたものの、企画競争から一般競争入札（総合評価落札方式）、参加資格を全等級にする、期間の複数年度化などの取り組みをして、複数事業者応札などの改善が認められたということでございます。達成目標も、各年度達成された。民間事業者からの改善提案も取り組まれました。

以上により、公共サービスの質の維持・向上、経費削減のいずれも達成されたものと考えられると判断しております。

最後に、今後の方針でございます。本事業の市場化テストは今期が 1 期目でございますけれども、今期の実施状況につきましては、法令違反行為等がなかった、外部有識者によるチェックを受ける仕組みがある、入札において、3 者の応札があり、競争性が確保されていた、確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた、経費削減においても、従来経費からの削減率は初年度 25%、4 年間の平均では約 27% の効果を上げていた、という点について確認されております。

以上のことから、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」のⅡの 1 の（1）の基準を満たしておりますので、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

引き続きまして、もう一つの意見発信等のほうの評価についてご説明申し上げます。資料 B をごらんいただければと思います。

こちらのⅠの事業の概要等についてですけれども、これも先ほど金融庁からご説明がありましたので、できるだけ省略させていただきます。入札の状況につきましては、調査分析等の事務と同様、今回は 3 者の応札、そのうち予定価格の範囲内であった 1 者の総合評価により、公益財団法人財務会計基準機構が落札したということでございます。

次に 2 ページ、Ⅱの評価でございますけれども、これも金融庁から提出されました平成

25年9月から29年3月までの実施状況報告などに基づきまして、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行うものでございます。

確保されるべき質の確保状況につきましては、計画に沿って所定の会議に参加、問題なく意見交換等を実施し、その意見内容に関する報告書を速やかに金融庁に提出、実施要項で定められた委託実績報告書を期日までに提出するなど、適切に履行されたとされております。

民間事業者からの改善提案としましては、特に実施要項に定めた国際会議以外の重要会議であるIASBへの技術的な助言機関としての役割を果たす会計基準アドバイザー・フォーラム等の会議への参加や、調査分析等の事業からの情報活用などを提案し、実現されたということなどがあつたということで、サービスの向上が図られたと言えます。

次に2ページ下の(3)実施経費でございますけれども、市場化テスト直前の経費と今回の初年度の実施経費を比較しますと14.8%、約458万円、市場化テスト4年間の平均では率にして29.9%、約925万円の経費削減が図られたということでございます。

最後に、3ページの評価のまとめでございますけれども、競争性等に課題が認められて、平成24年7月の基本方針に掲載されたものの、これも先ほどと重なりますけれども、企画競争から一般競争入札(総合評価落札方式)、参加資格を全等級化、期間を複数年度化するなどして、複数事業者応札などの改善が認められたということでございます。達成目標も各年度達成され、金融庁が報告書の精査等や日々のコミュニケーションにより業務の中立性・透明性も確保されたということも触れられております。民間事業者からの改善提案も先ほど申し上げたとおり取り組まれたということで、これらの公共サービスの質の維持・向上と経費の節減がなされたものとして評価されます。

以上によりまして、公共サービスの質の維持・向上、経費削減のいずれも達成されたものと思われまます。

最後に、今後の方針のところでございますけれども、本事業の市場化テストは今期が1期目でございますが、今期の実施状況について、法令違反等がなかった、外部有識者によるチェックを受ける仕組みがある、入札において、3者の応札があり、競争性が確保されていた、確保されるべき公共サービスの質において、目標を達成している、経費削減において、従来経費から初年度約15%、4年間平均で約30%削減されていることなどが確認されております。

以上のことから、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運

用に関する指針」のⅡ. 1. (1)の基準を満たしておりますので、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

これも一番最後に載せておりますけれども、仮に終了が認められたとしても、金融庁には、今回の取り組みを生かして、一層、公共サービスの質の向上などに取り組んでいただけるように、充実していただけるようお願いしたいと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。では、石田委員、お願いします。

○石田専門委員 落ちつきながら。石田と申します。よろしくをお願いいたします。国際会計基準審議会における議論の方向について調査分析、それから我が国としての考え方の意見発信ということですが、日本の会計基準の設定団体は何というところでしょうか。

○徳重企業会計調整官 企業会計基準委員会というところです。

○石田専門委員 この企業会計基準委員会は、どういう位置づけになるのでしょうか。

○徳重企業会計調整官 平成13年に財務会計基準機構が設立され、その中に企業会計基準委員会が設置されました。

○石田専門委員 財務会計基準機構の中にあるのですね。

○徳重企業会計調整官 財務会計基準機構の中にございまして、現在は14名のボードメンバーによって構成されております。

○石田専門委員 今回ここにIASB会議への参加回数と書いてあるのですが、これは、参加回数というのは、誰がどういう立場で参加しているものについて、こちらとして契約金額を払っていらっしゃるのでしょうか。

○徳重企業会計調整官 日本の会計基準設定主体であるASBJの下に研究員が多数おります。この専門研究員というのは、監査法人や企業からの出向者等ですが、そういった専門的知識のある者がIASBのボード会議に参加しております。

○石田専門委員 その立場というのは、ASBJの代表として行っているということですか。それとも、ASBJの研究員として行っているのか。

○徳重企業会計調整官 ASBJの研究員として行っています。

○石田専門委員 ASBJのボードメンバーの人が誰か行っているのですか。

○徳重企業会計調整官 ASBJのボードメンバーは行っておりません。

- 石田専門委員 これはIASBですから、ボードですよ。
- 徳重企業会計調整官 はい。
- 石田専門委員 国際会計基準審議会のボードメンバーとして参加しているという、今回のこれについては、ボードメンバーとして参加しているのか。
- 徳重企業会計調整官 IASBのボードメンバーということでしょうか。
- 石田専門委員 資料1の表1のIASB会議への参加回数というところの参加、計画値、実績値というのは、これはこちらの金融庁さんの国のお金で行っているということですよ。その国のお金で行っている人のIASBでの立場はどういう立場ですか。それは日本のASBJのボード、ASBJを代表する者として行っているのですか。それとも傍聴者ということですか。
- 徳重企業会計調整官 傍聴者です。
- 石田専門委員 傍聴者。
- 徳重企業会計調整官 はい。
- 石田専門委員 では、ASBJの人はASBJの人でちゃんと行っている。
- 徳重企業会計調整官 ASBJのボードメンバーは、通常は行きません。
- 石田専門委員 ごめんなさい。国際会計基準審議会の日本のASBJというのはボードメンバーなんですよ。
- 徳重企業会計調整官 IASBには日本からボードメンバーが1人入っておりますけれども……。
- 石田専門委員 入っているから、そうか。日本人が別に1人入っているの、それに対して、ASBJの研究者として行っていると。
- 徳重企業会計調整官 はい。ASBJの研究者として、IASBの会議を傍聴しております。
- 石田専門委員 傍聴している。
- 次に今度は資料2のほうの2ページなんです、IASB公開草案等に対するコメント回数というのが書いてありますが、これはどういう立場のコメントになるのですか。金融庁としてですか。
- 徳重企業会計調整官 金融庁としてではありません。今、日本の会計基準は、企業会計基準委員会が設定しておりますけれども、そこには各界、企業の方、公認会計士の方、アナリスト等の財務諸表の利用者の方、学者の方そういった人たちが参加しております、

そこで議論して意見集約を図って、コメントとしてIASBに提出しております。

○石田専門委員 そのコメントは、誰の名前でコメントをIASBに出しているのですか。

○徳重企業会計調整官 ASBJの名前です。

○石田専門委員 ASBJの名前ですよ。

○徳重企業会計調整官 はい。

○石田専門委員 そのASBJの名前で出しているコメントの回数が、この受託事業の成果として出ているわけですよ。

○徳重企業会計調整官 はい。

○石田専門委員 ASBJは民間団体ですよ。上場している企業から会費を取って、それで運営しているんですよ。

○徳重企業会計調整官 はい。

○石田専門委員 ASBJができる前は、金融庁の所管の企業会計審議会というところがされていたわけですよ。

○徳重企業会計調整官 はい。

○石田専門委員 でも、IASBにボードメンバーを出すとか、あるいは会計基準の設定主体として何か意見を言うときには、国の政府の息がかかった団体ではだめだよということで、ASBJがつくられたわけですよ。

○徳重企業会計調整官 IASBにボードメンバーを出すには、民間の会計基準設定主体が必要といった議論があったと記憶しています。

○石田専門委員 そうですよ。だから、民間団体なんですよ。IASBは、国の息がかかっている人たちの意見は、会計基準設定主体の意見としては聞きたくないとか、あまり聞きたくないということで、ASBJがつくられたということですよ。そのときに、だからASBJのコメントなのに、そのコメントを出しているのを委託するというのはおかしくないですか。

そもそも、日本の会計基準のあり方とか国際会計基準のあり方を分析して調査して日本の意見を発信するのは、会計基準委員会、ASBJの仕事ですよ。何でその仕事なのに、金融庁さんがこれを委託するのですか。

○徳重企業会計調整官 確かに会計基準を今つくっているのは民間のASBJなんですけれども、金融庁としては、会計制度全体、金商法適用会社が使う会計基準をより高品質なものにしていくことについては、責任を持っているとは思っております。

○石田専門委員　ですから、私が何を申したいかといいますと、別に金融庁さんが財務会計基準機構の中のASBJの仕事をサポートするのはいけないと言っているわけではないんです。ただ、それは財務会計基準機構のASBJの作業をサポートするのが目的なのに、絶対に受託できない業者に対して競争入札をやって手を挙げさせるというのはナンセンスなのではないのかなという。だって、財務会計基準機構の中にASBJがあって、ASBJのボードあるいは研究員というのは、民間の団体でお金を出していますけれども、でもそれでは足りないから、金融庁としてもサポートしたいからこのようにお金を出しているわけですね。金融庁のお金がなくても、ASBJはこの仕事をしなければいけないわけですね。そうですね。よろしいですね。ASBJのもともとの根っこの仕事なわけですから。そのときに、もう業者、例えば補助金といったらIASBに何を言われるかわからないから、何かこういう形にしているのかもしれないんですけども、市場化テストといいながら、でも絶対に受託者は財務会計基準機構以外にあり得ないと思うんです。だって、財務会計基準機構の専門委員が行っているんですよね、会議とかには。それからコメントはASBJがつくっているんですよね。

○徳重企業会計調整官　ASBJの審議によって決定されます。

○石田専門委員　だから、ASBJがつくっているというのを成果にしてしまうのだったら、もうここは、言葉は大変申しわけないんですけども、議事録をどこかで訂正させていただきたいんですけども、見せかけの競争入札というのはあり得ないのではないかと思いますよ。もうだって、財務会計基準機構しかやれないですね。財務会計基準機構以外のところがやってしまったら、ASBJの専門委員とかは使えないですものね。回り回ってお金は流れていくんですから。

○亀岡課長補佐　済みません、よろしいでしょうか。まず、おっしゃるとおり、ASBJの仕事、日本の会計基準制度として、IASBへの意見発信なりいろいろなものを発するというのが、彼らの仕事としては一つあります。ただ、ここで例えば一つの例として言わせていただくと、まず意見発信のほうをごらんいただければと思うんですが、あくまで意見発信はこの会計基準設定主体が行うという前提を全く置いていません。今、現実的にも、会計基準設定主体もできますが、例えば経団連だったり、〇〇協会などが意見発信することもできます。そういう意味で、要はそのようにさまざまな形で意見発信をできますので、そういう方々、対象を限定しないであくまでも国際会計基準に関する意見を日本から発するのだという意味で、できる方がいないかということにしているということが一つ。

あとは、そういう意味でいいますと、先ほども申し上げました今回の会議を限定しているのは、あくまでもこれは一般の方が傍聴できる会議だけに限定しています。ですから、会計基準設定主体でないと参加できないというのではなくて、極端に言うと、誰でも参加できて、傍聴し、そしてその内容についての意見発信なりもできるというたてつけになっています。ただ、おっしゃるとおり、日本の会計基準設定主体のASBJの仕事という面も一つあるのは確かなんですけども、意見発信はあくまでも、くどいようですけども、ASBJに限らずできるという現状から、このような形での実施を行ったということでもあります。

○石田専門委員 そうであるとしても、今回こちらの資料2で出されていらっしゃる2ページの従来実績との比較、IASB公開草案等に対するコメント回数というのは、成果として出されているんですね。確保されるべき業務の質の達成状況、これはASBJのお仕事ですよ。

○小作企業会計係長 1点だけ補足させていただきますと、前回の実施要項を作成するときに、意見発信業務を行うこと自体を委託することは事業者には負担があるのではないかといったご発言があったと記憶しておりまして、その点に対しては、今回、委託する業務内容について、事業者自身が意見発信をすることに限定せず、意見発信をするコメント案を作成するようなサポートも対象にしたという経緯がありまして……。

○石田専門委員 サポートしたい気持ちはすごくわかるんです。でも、本来はこれはASBJの仕事ですよ、コメントをつくって。それは、コメントをつくるためのサポートも、ASBJに属している監査法人から出向している専門の研究員の仕事なわけですよ。だから、金融庁が財政面で支援したい、だけれども、財政面での支援が公になると、IASBで日本が、あるいはASBJの民間団体としての立ち位置がちょっと、金融庁からお金をもらっているというのが見えるといけないかなというのはわかるので、まあそうなのかとは思いますが、でもやっぱりこれは、何のためにIASBが民間団体しかだめだと言ったのかというのを逆行すると、財政的に支援したくても、これは金融庁はお金を出してはだめかなと個人的には思います。それで、百歩譲って、陰でこういう形でお金を出していたとしても、それはしょうがないよね、ほかの国ももしかしたらやっているかもしれないしとしたとしても、もう絶対に財務会計基準機構以外は受けてはだめなのに、すごい仕様書とかをつくって入札するのは、無駄ではないですかという。だから、私も公認会計士なので、日本の会計基準については、きちんと我が国の立場を明確にして海外に発信

しなければいけない、そのためにお金がかかるのは、すごくわかります。それも、金融庁が大手を振ってお金を上げてはいけないというのもわかります。だから、陰でこういう形で上げてもいいけれども、でもこれを競争入札にしてはだめでしょうという気がするのですけれども、どうでしょうか。

○徳重企業会計調整官 我が国からのコメント発出はA S B Jが中心となっていますけれども、必ずしも財務会計基準機構だけの入札とにならないようにすべき、1者独占だといけないのではないかというご意見、ご指摘もあって、金額や契約を分けたりして他の業者も手を挙げやすくしています。そういったことをしているという面もあるのですけれども。

○石田専門委員 でも、本音のところで行くと、財務会計基準機構以外の人を受けられると困りますよね。

○稲生副主査 済みません、横から口を出してあれなんです、これは2つあって、ちょっと私も過去の議論は忘れかかっているのですが、1つ目のほうの議論の内容、討議資料の調査分析、さっきおっしゃったように、I A S Bにおける会議にいろいろ傍聴しながら情報収集を兼ねて、いろいろな討議の内容を、こんなことがありましたということ为例えばメモとか報告書で整理する。こういう情報をもとにして金融庁としての実際のコメントを出すのはもちろん、ちょっと私も先ほどの話を仄聞しているだけなんです、A S B Jという民間団体からかもしれません。ただ、この会計については、やはり金融庁さんも関心を持っているわけでありまして、当然情報収集をしたい。それを手伝ってほしいということで、民間で競争入札をさせている。こういう理解でまずよろしいのでしょうか。

○徳重企業会計調整官 はい。

○稲生副主査 であるとすれば、必ずしも受け手はこの財務会計基準機構という公益財団法人だけではなくて、一定の会計的な知見があれば、ほかの民間団体でも受けることは可能なはずですよ。つまり、I A S Bの傍聴はできるわけですから。ですから、本来、そういう意味でマンパワーというかパーソンパワーがある財務会計基準機構が望ましいのかもしれないけれども、必ずしもそこだけではなくて、ほかの団体でも受けることができるという趣旨から、競争入札にかけているという理解でいいのではないかなと思うんですが、これでよろしいのでしょうか。

○徳重企業会計調整官 そのご理解でよろしいと思います。

○稲生副主査 ちょっと私、素人が逆に言ってしまってあれなんです。

○石田専門委員 大変恐縮なんですけれども……。

○稲生副主査 そうではないのかな。

○石田専門委員 多分これは、金融庁がこのお金を上げなくても、ASBJのボードと、それから専門研究員は、行きます。だって、ボードの人は必ずサポートで、事務方というか、専門研究員は行くので。だから、ASBJの研究専門委員でない人が行くということがあったとしても、それは何かまた監査法人からの出向の人が行って、結局は研究専門委員みたいな立場の人が行くんだと思います。研究専門委員の人は、ボードの人と一緒に帰ってきて、IASBではこのようになってきたよ、ではASBJではどういう立場でいこうとか、あるいはこの専門研究員というのは、ほかのIASBの事務局のスタッフとか、FASBとか、アメリカのスタッフがあって、スタッフでこうやっているいろいろな会議とかにも出席するので、だから、もしもこのお金は金融庁の独自の傍聴の立場でASBJではない人が行くのだったら、行くことはないのではないかなと思うんです。行っても、専門研究員も向こうは向こうで行き、こっちはこっちで行ったら、二度手間ですものね。だから、多分これはサポートするためのお金なんだと思うんですよ。だから、もうこれは、終了プロセスというか、これはもともと今まで市場化テストをやっていたけれども、もうはっきり、市場化テストにはなじまないと。これはASBJのサポートなのだから、財務会計基準機構にこれから未来永劫ずっとやっていかないと、仕事は回っていないと思うんです。もし違うところが受けてしまったら、それはまた、しつこいですけれども、監査法人から出向した人が専門委員という立場なんだけれども、でもそうすると、競争入札に違う業者が来たから、また隠れみのみたいにやっていくというと、余計話がこんがらがってしまうので、もうここは素直に、これからはこんな分厚い仕様書などはつくらなくてもいいように、この仕事は財務会計基準機構と言ったほうがきれいだと思います。

でも、やっぱりいろいろ隠れみのにしたいというのだったら、そうですね、そうしたらほかの民間業者が気の毒かなという。あと、仕様書を書くのもすごく大変かなと思います。だって、実際はこれはほんとうにASBJのサポートですよ。動いている人は専門研究員でしょう。と思いますけれども、いや、いいですよ。これは非常に高度な政治的な意図でこういう形でやられるというのだったら、それはそれでいいです。だけれども、これのためにすごい仕様書とかをつくったりとか、何か無駄かなと思いますけれども。

○石村専門委員 済みません、ちょっと横から。私が国際会計基準なども勉強していて一番印象があるのは、昔、国際会計基準を強制適用するという段階になって、ある金融担当の大臣が、強制適用はしないと一言発言したんです、公の場で。後で、何年か前に金融庁

に來られて、大臣などでそういうのを認めた発言はなかったというようなことを言われたんです。ただ、いずれにせよ、金融庁はどう考えたって金融関係の法律でかなり大きな影響を及ぼすというのはもう明らかだと。であれば、当然それは情報収集したいんだろうなというのはわかるし、ではそれで任意でちょっと話を聞かせてください的なことではなかなか難しいだろうと。であれば、変な話、強制的に報告してくださいというような形の職員を置きたい。そのためにこういう予算をつくって、おそらく発注したと。たまたま確かにそれを受託したのは財務会計基準機構の人だけれども、私は個人的には、先ほどからいろいろ批判されている方もいらっしゃるけれども、私は逆に、チャンスを与えてあげたほうが金融庁としては正しいのではないかなという考えです。

あと2点だけ確認なんですけれども、ちょっと基本的なことなんですけれども、参考資料で、先ほどの契約状況の推移ということで、2点だけちょっと教えていただきたいのは、これは9月から3月なんですけれども、これは何で7カ月なのかなとちょっと思った次第です。事業に関して、両方とも9月～3月の7カ月なんですけれども、何で4、5、6、7、8の5カ月は入れないのかなということです。

あともう一つ、これはあくまでも参考までにちょっと教えていただきたいのは、参加企業の中には、この会社なんだろうなという会社名が入っていたので、公認会計士とか、要は資格の受験学校などなんですけれども、やっぱりそういうことなんだろうと。要は、資格としては参加するのは確かに適正な業者が参加しているなという印象は持ったのですが、一つちょっと教えていただきたいのは、価格で負けてしまっているんだなど。これはもし教えていただけのだったら、参考までにということ、予定価格以内が1者ということは、要は民間業者はもう予定価格外だったわけですね。どの程度差があったんですかね。1割とか2割、アバウトな数字でもいいんですけれども、教えてはいただけないのでしょうか。

○徳重企業会計調整官 9月からというのは、4月から始まる1年度を上半期と下半期に区分しますと、9月以降に主要な会議が開催されることが多いといったことから、9月からにしているということです。

○石村専門委員 なるほど。

○小作企業会計係長 2点目のいわゆるどのくらい落札率の差があったのかといったコメントは、差し控えさせていただきます。

○石村専門委員 わかりました。ただ、競争入札自体は、個人的には、私はやったほうが

いいというか、実際にその予算も削減されている効果があるというのがあれば、あともう一つは、お金を出すから報告書を出せと言えるわけで、出さなかったら、任意でちょっと調査でお願いできませんかねという話になってしまって、なかなか仕事として報告書とか、あるいは参考意見の情報発信業務を業務としてやれという形にするためには、どうしても予算は、契約をしてお金を払わざるを得ない。そうしないと逆に、任意であったら、後回しにされてもいいという話でもあるし、そうすると、金融関係の金融庁でおくれをとるといふのでは、それは確かに困りますねと。会議があったその日にすぐに、大まかめの状況はどうだったのかと、もしも日本に不利なような会計基準になりそうですといった話だったら、とにかく一刻も早く知りたいというところはあるでしょうから、私は、たまたまそれが業者として今までの会計基準機構だったという結論だったし、また総務省の評価案として確かに予算自体も落ちているということから考えると、個人的な意見ですけれども、不適正とはいえないと私は考えています。済みません。

○古笛主査 いろいろご意見をいただいているのですけれども、とにかくこの場でお話できるのは、この事業をどうするかというところをここ数名で決めるわけではないので、市場化テストが始まって1期目で、30年3月に終わるのだけれども、この次をどうするかということをごをここで決めさせていただかなければならないので、お伺いしているわけではあります。企業についていろいろなご意見が出たことは、それはそれでなんですけれども、市場化テストのことについては、引き続き検討させていただければと思いますけれども、ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。

○石田専門委員 済みません。結局、結論というのは出さなくていいのでしょうか。終了プロセスという話。

○古笛主査 そうですね。それに対しては。

○事務局 この後、委員の皆さんで検討ということになります。

○古笛主査 ということになります。事務局から確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○石田専門委員 済みません。実際に業務をご担当されていらっしゃる皆さんのほうから、これは市場化テストにはすべきだというお考えですか。

○徳重企業会計調整官 次回は市場化テストを終了してもいいのではないのかなと思っております。

○石田専門委員 ごめんなさい。しつこいんですけども、なじまない理由をお願いします。

○小作企業会計係長 1者に特定しているわけではございませんので、仮にですけども、こういった事業を続けるのであれば、今回の市場化テストの結果も踏まえまして、幅広く参加できるような形で、入札要件とかも緩和もさらに検討して、進めていきたいと思っております。

○石田専門委員 済みません、しつこいようですけども、そうすると、例えば財務会計基準機構以外の業者が入札した場合には、例えばIASBへの傍聴という人の立場はその業者のということで、それとは別に、多分ASBJは専門研究員とボードメンバーが行って、それとは別にもう一人の人が行く。

それから、コメントというのも、今回は成果として出ていますけれども、IASBの公開草案に対するコメント回数というのは、これはASBJの仕事ですから、そうすると、それを財務会計基準機構以外の方が落としたとすると、日本の一誰かという立場でコメントするという立場のものをつくるということですか。

さらに、コメント回数というのも、何かすごく回数が増えているという話ですけども、これはコメントを6回募集したから6回ということだと思うんです。お金をこんなに出してこんなにいっぱいやったからというよりは、IASBが何月何日までにこの第〇〇号会計基準についてコメントを募集すると言ったから、たまたまそれが6回あったから、ASBJが6回、14回あったから14回ということだと思うんですけども、これをASBJではない、だから財務会計基準機構ではないところが落としたら、しつこいんですけども、違う立場の、例えば経団連とかがコメントを少しするのだったら、影響力がありますよね。でも、金融庁としては多分コメントしていいんですかね、金融庁という名前です。あまり聞かないですよ。そうしたら、これは成果指標にならないんですよ。

○徳重企業会計調整官 個人の方とかが仮に落とした場合ですか。

○石田専門委員 個人というか、財務会計基準機構以外の、ASBJ以外の人が落としたらということですか。ASBJと言うとちょっとあれだから、会計基準機構にします。例えば、監査法人の名前でコメントすることはあります。公認会計士協会が日本公認会計士協会の名前でコメントすることはあります。でも、金融庁さんが全然違う業者Aというところに落としてしまったとしたら、Aがコメントしたら、誰の名前でコメントすることになるのですか。Aという名前だったら、全然、世界発信をしても、「Aって何」、「監査

法人ではないけれども、たとえば何か受験専門学校らしいよ」とか、そういう話になって、金融庁では多分コメントはできないですね。

○亀岡課長補佐 話は重複するかもしれませんが、おっしゃるとおり、一つの別な企業がどこか、民間が入札を落札した場合その意見発信はみずからやらなければいけないということはどこにもなくて、意見発信をするためのコメントを調整したりとか、そういうことはあるので、そういうことを考えれば、今おっしゃったように、結果的にほかの団体、今例で示された経団連、要は主体として、誰が出すというのは、そのときの状況によるかと思いますが、一つの例で言えば、例えば経団連が発信するために、情報収集は今言った民間の企業がいろいろなところからしましたと。それをもとにいろいろな情報を集め、コメント案を関係者と調整して、ではこういうコメントを出しましょう、それに賛成する方は、主体として誰が手を挙げて意見発信するかと、そのためのコメントの素案の材料集めといひましようか、そういうことは一つできると思うんです。ただ、おっしゃるとおり、そのとき誰になるかというのは、またほかの発信する立場としては、おっしゃるとおり、誰がということはとても重要なことだと思いますので、そう考えると、現実的に高いのか低いのかというのはまた別問題としてあるとは思いますが、あくまでも、繰り返すけれども、民間落札者が必ず意見発信しなければいけないということではなくて、意見発信のためのいろいろな、素案をつくるとか、サポートするということが業務にありますので、そういう意味からいえば、そのときの適宜適切な内容で整理し、そのときの主語として誰が発信するかというのは関係者の調整ということになるかと思いますが。これはその先の話なので、あまり明確には、これではなければいけないということはないですけれども、そうなるとも考えられると思います。

○稲生副主査 だから、要は、コメントがいろいろ出てきて、ある種お膳立てをして、それで例えば28年度だと3回だと。主体は、そういう意味でいえば単体ではなくて、幾つかあり得るわけですか。例えば、経団連さんが28年度の第1回目のコメントを出しました、第2回目は別のこういう企業団体ですと、そのときに、「ではこんな素案が考えられますね」という感じで、受託者の方が素案を提示して、「こんな感じでそちらのほうからお出しになったほうがいいのではないですか」的な仕事のイメージでよろしいんでしょうかね。

○亀岡課長補佐 おっしゃるとおりで、今のお答えで問題ないです。先生のご指摘がそうかはわかりませんが、結果的には、日本の会計基準をつくっているところがコメントすることが多いし、コメントしているという実情があるからそうなっているというのは、おっ

しゃるとおりだと思いますけれども、あくまでもこの業務で先ほどさっき仮定として、どこかの別の会社が落札した場合には、繰り返しですけれども、そのときに意見発信するのは、その人でなければいけないわけではありませんので、今お話しいただいたとおり、そのときのいろいろな関係者でご調整いただいて、コメントに賛成する方も賛成しない方もいると思いますので、そこで意見発信する者、主語を誰にするかというのはご調整いただくことが可能だと考えております。

○稲生副主査 ですから、済みません、余計なことなんですけれども、企業開示課さんの所管業務というのをネットで拝見していると、企業会計基準及び監査基準の設定とありまして、ただ、国際的な会計基準は民間団体でなくてはいけないという、何とか委員会というのは日本にはあって、ASBJですか、そこが中心になって国際団体に出さなくてはいけないというのがあるので、そうすると、金融庁さんとしては、まずサポート的な行政としてというところまでしかできないと。そのサポートの仕方がいろいろあって、情報収集を自分たちもしておきたいし、意見表明の先ほどのお膳立てのような、今回で言えば、2件目の市場化テストと、こういう形でお手伝いに徹すると、このような考え方でいいのでしょうかね。つまり、この財団法人に対する補助金という趣旨ではなくて、適切にそのような会計基準が設定されるように、ある種お膳立てとか情報収集をしながら側面支援をしているんだと、そのための市場化テストだという理解でいいんでしょうかね。

○徳重企業会計調整官 よろしいかと思います。会計基準策定については、第一義的には民間に任せているわけなので、ご指摘のとおり、先生のお言葉をおかりすれば、サポートということになろうかと思います。

○稲生副主査 だから、実質的にそれをほんとうの意味で担えるのが、あるいは能力的に適切なのは、たまたま今回2件とも落札された財団法人だったという感じになって、ほかの業者さんよりもより適切なことができるということで、条件が当てはまったという、こんな感じですよ。

○徳重企業会計調整官 はい。

○古笛主査 実際にも手を挙げてくださっている方もいるし、説明会にもいらっしゃっている方もいるので、いきなりこれをなくすのがほんとうにいいのかどうなのかというところはあるかと思うんですけれども、引き続き検討はさせていただきます。

それでは、事務局におかれましては、検討も踏まえた上で、監理委員会に報告するようお願いいたします。

○事務局 はい。

○古笛主査 それでは、本日はありがとうございました。

○徳重企業会計調整官 どうもありがとうございました。

〈金融庁退出〉

○古笛主査 続きまして、農林水産研修所つくば館等の管理・運營業務の事業評価についての審議を行います。

本件につきましては、いわゆる簡易版民間競争入札の対象事業となっておりますので、事業主体による実施状況の評価及びその取り扱い（案）について総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。資料C、それから参考資料の契約状況等の推移に沿って説明させていただきます。

本件につきましては、「民間競争入札に準じた手続による一般競争入札実施に関する考え方」に基づきまして、法の対象事業ではございませんが、それに準ずる形で市場化テストを実施している案件でございまして、公共サービス改革基本方針の別表にも記載されている事業でございます。本件につきまして農林水産省より実施状況及び評価が提出されましたので、それに基づき、公共サービス改革基本方針別表の取り扱い（案）を作成する当室の立場から取り扱い（案）を整理しましたので、その説明をさせていただくというものでございます。

まず、参考資料の契約状況等の推移をごらんいただければと思います。本件、平成20年度までは、清掃業務、窓口業務、それから設備の点検業務等をばらばらに入札とか随契、それから非常勤職員の雇用等により実施されていたものについて、平成21年度よりそれらを包括化し、また3カ年の複数年契約で民間競争入札に準じた手続による一般競争入札を実施してきておりまして、現契約が3期目でございます。もともと平成19年6月に施設の管理運營業務、特に研修施設に関してのヒアリングを施設・研修等分科会で行っておりまして、その結果、それから簡易版民間競争入札の考え方の制定に伴いまして、平成20年度の公共サービス改革基本方針に掲載されたという事業でございます。つくば館がつくば市にございます研修施設、それからつくば館水戸ほ場が茨城県水戸市にあります研修施設でございます。「ほ場」とありますが、庁舎の管理が主な業務でございます。それでは、

資料Cに沿ってご説明いたします。

現契約の実施期間は、平成27年4月から平成30年3月までの3カ年でございます。

受託事業者が、つくば館につきましては株式会社オーエンス、それから水戸ほ場に関しましては日東メンテナンス株式会社でございます。

税抜きの契約金額でございますが、つくば館が2,070万円、単年度当たり690万円です。それから水戸ほ場が1,368万円、単年度当たり456万円でございます。

入札の状況でございますが、それぞれ3者応札でございます。説明会の参加者が、つくば館は9者、水戸ほ場は7者、予定価内はいずれも1者でございます。この3者応札のうちの1者がそれぞれ失格になっておりまして、その理由を事業主体に確認したところ、代理人で入札してきたにもかかわらず、委任状が添付されていなかったということで、そこは市場化テスト云々が要因というわけではないということを確認しております。

事業の目的、それから選定の経緯につきましては、先ほど申し上げましたので、割愛させていただきます。

裏の次のページをごらんいただければと思います。実施状況でございますが、質の設定に関しましては、利用者の満足度ということで、研修受講者、それから職員に対してアンケート調査を実施しておりまして、満足度、アンケート調査での「満足」及び「やや満足」としたものの割合が80%以上であることというのが、実施方針において位置づけられているところでございます。なお、目標回収率は90%以上と設定されております。

つくば館に関しましては、27年度、28年度それぞれの清掃業務、それから備品等の整備、空調等に関する項目ごとに、その満足度を満たしているという状況でございます。水戸ほ場につきましても同様でございます。

実施方針上、3研修ずつを抽出して実施することとなっております。それぞれ3研修の該当の研修生に対してアンケートを実施しているところでございます。

それから、品質の維持でございますが、本業務の不備に起因する冷暖房等の中断がないこと及び設備について破損損傷がないことということが位置づけられておりまして、結果的にいずれの施設におきましても該当はなかったということでございます。

それから、民間事業者からの改善提案でございますが、つくば館においては、日常の設備の点検を頑張っていただいて、業務の対象外ではありますが、加圧給水ポンプの不調を早期に発見され、速やかな修理交換につながったことを実施状況の中で触れられておりまして、この点については盛り込んでよいのかなということで、記載させていただいていま

す。

それから、次のページ、(2)実施経費でございますが、従前の経費、それから現契約のほうの実施経費、削減額、削減率という形で整理しておりますが、従前経費に※をつけておりますが、こちらについては、平成20年度の簡易版民間競争入札を実施する直近年の経費を記載しております、当時は随契、それから入札、非常勤職員の雇用等で実施されていたものですが、それぞれ、現契約と同じ内容に該当するものを抽出しまして、その経費の和を記載しているという形にしております。

なお、本件実施状況の中にはその金額は盛り込まれてはおりませんので、別途担当に確認して記載しているというところでございます。

現契約と比較いたしまして、単年度当たりの削減額が、つくば館であれば97万5,000円、それから水戸ほ場であれば172万1,025円ということで、削減率にして、つくば館が12.4%、水戸ほ場が27.4%という状況でございます。

なお、参考といたしまして、今期が簡易版民間競争入札3期目となっておりますが、前期からの削減額についても括弧内で記載しております。つくば館におきましては、増減はありませんが、今期から執務環境測定業務と害虫駆除業務を追加しているということで、その分が追加されても増減はなかったという状況でございます。水戸ほ場につきましては、建物外の清掃の範囲を拡大しておりますが、12万円の削減になっているという状況でございます。

以上の実施状況、それから事業主体の評価を踏まえた今後の取り扱い(案)といたしましてその下のⅢに記載してございますが、本事業は、公サ法の対象事業ではないものの、確保されるべき質の達成や経費の削減など、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」における終了プロセスの基準を満たしていると思われることから、今期をもって簡易版民間競争入札を終了し、次期公共サービス改革基本方針別表から削除することが適当ではないかと考えております。

なお、その終了後の実施については、今まで実施方針の作成に当たり事業主体において留意されてきたサービスの質とか資格、それから手続、情報開示等を踏まえた上で、自らご尽力いただきたいと考えているところでございます。

以上、当室の本件の取り扱い(案)につきまして説明をさせていただきました。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました実施状況の評価及びその取り扱い(案)につ

いて、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

良好な結果ということで終了ということですが、いかがでしょうか。

○小松専門委員 いいのではないですか。

○古笛主査 はい。ありがとうございました。

それでは、これまでとさせていただきます。事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

以上です。

— 了 —